

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 30 年 5 月 15 日

関東地方整備局副局長 高田 昌行

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

関東地方整備局では、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度の「ICT を活用したコンテナ輸送効率化実証業務」において、CONPAS^(※) をシステム設計・構築し、横浜港南本牧地区で試験運用を実施してきたところである。CONPAS 試験運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積を目的に、平成 30 年度も継続して試験運用を実施する。試験運用を実施するためには、CONPAS の保守・運用を行う必要があること、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な 4. (2) ①から③の技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

(※) 関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許出願中）

2. 業務概要

(1) 業務名

CONPAS 保守・運用業務

(2) 業務内容

CONPAS の保守・運用及びデータ取得

(3) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

3. 業務目的

本業務は、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るべく関東地方整備局が構築・所有している CONPAS による試験運用を円滑に実施するため、CONPAS の運用と稼働環境を適切に維持するための保守を行うとともに試験運用に伴うデータ取得を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下に示す高い技術力を有すること。

- ① CONPAS を適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ② CONPAS を円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③ CONPAS の試験運用場所であるコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第二合同庁舎 15 階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 30 年 5 月 15 日から平成 30 年 6 月 5 日まで（1）に同じ場所で配付する。

また、関東地方整備局港湾空港部の HP 上でも配付する。

HP アドレス URL : <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/index.htm>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 30 年 6 月 5 日 12 時 00 分 （1）に同じ。

持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。

(4) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も 5. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

CONPAS保守・運用業務 説明書

1. 当該招請の主旨

関東地方整備局では、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成29年度の「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」において、CONPAS^(※)をシステム設計・構築し、横浜港南本牧地区で試験運用を実施してきたところである。CONPAS試験運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積を目的に、平成30年度も継続して試験運用を実施する。試験運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があることから、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、5. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な5. (2) ①から③の技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、5. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

(※) 関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許出願中）

2. 業務概要

(1) 業務内容

CONPASの保守・運用及びデータ取得

(2) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで。

3. 業務目的

本業務は、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るべく関東地方整備局が構築・所有しているCONPASによる試験運用を円滑に実施するため、CONPASの運用と稼働環境を適切に維持するための保守を行うとともに試験運用に伴うデータ取得を行うものである。

4. 担当部局

(1) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205

5. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 関東地方整備局から指名停止等の措置要領(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① CONPASを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ② CONPASを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③ CONPASの試験運用場所であるコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

6. 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加意思確認書の作成方法

参加意思確認書の様式は、別添-1に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

- (2) 5. に示す応募要件を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

7. 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間：平成30年5月15日から平成30年6月5日までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日、9時30分から18時00分まで。ただし、平成30年6月5日は12時00分まで。
- (2) 提出先：4. に同じ。
- (3) 提出方法：持参、郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

8. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 説明書の内容についての質問の受付

- ① 提出期間：平成30年5月15日から平成30年5月29日までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日、9時30分から18時00分まで
- ② 提出先：4. に同じ
- ③ 提出方法：持参、郵送等または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

(2) 説明書についての質問に対する回答

公示内容の質問に対する回答は、質問を受理した日から参加意思確認書の提出期限の2日前(土曜、日曜日及び祝日を除く。)までに行うこととし、下記にて閲覧を行う。

- ① 閲覧期間：平成30年5月15日から平成30年6月5日まで
- ② 閲覧場所：関東地方整備局 経理調達課内

9. 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。
- (2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知する。この場合、別途提案書の提出を要請する予定である。
 - ・提案書の提出予定期限：別途通知する。
- (3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、応募要件を満たさないとされた理由を通知する。

10. 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- (1) 9. (3) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、関東地方整備局副局長に対して、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- (3) 受付場所及び時間
 - ① 受付場所
〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205
 - ② 受付時間
9時30分から18時00分まで。

11. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加意思確認書が提出先に到達しない場合、当該参加意思確認書の審査は行わない。
- (3) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加意思確認書は返却しない。なお、提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することが出来ない。（配置予定技術者を必要とする場合に限る。）
- (8) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も7.により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

別添－ 1

参加意思確認書

業務の名称：CONPAS 保守・運用業務

平成 30 年 5 月 15 日付けで手続き開始の公示のありました、標記業務に関心がありますので、関係書類を添付して参加意思確認書を提出します。

なお、予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関東地方整備局副局長 高田 昌行 殿

提出者)	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	会社名	〇〇〇〇〇〇 (株)
	代表者	役職名 氏名 印
作成者)	担当部署	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	